

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和2年4月10日現在

機関番号：
研究種目：奨励研究
研究期間：2019
課題番号：19H00158
研究課題名：聴覚特別支援学校・聾学校の社会科・公民分野における手話表現の工夫

研究代表者
山田 京子 (YAMADA, Kyoko)
熊本聾学校・教諭

交付決定額（研究期間全体）（直接経費）： 380,000 円

研究成果の概要：中学校・高等学校の社会科公民科の政治分野の学習内容について、学習用語の理解度を調査分析し、それらの理解や定着を図るために手話表現の動画を作成し、web上に公開した。手話の表現方法については、実際に地方自治の議会や選挙演説、裁判等で手話通訳を行っている現役の手話通訳士や手話指導者、聴覚特別支援学校の社会科教員等と共に検討を行い、さらに、弁護士等の助言等を得て手話表現を工夫し動画の撮影を行った。また、収録に当たっては、授業中の説明的表現、実生活で使われている実用的表現等用語によっては異なる表現が生じる場合は、それぞれの手話表現を複数録画した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

聴覚特別支援学校中・高等部の社会科公民科政治分野における学習用語の手話動画作成を行い、web上で公開することによって、生徒の学習に活用するのはもちろんのこと、多くの聴覚特別支援学校の社会科教員、特に新任・転任したばかりの教員には、授業中の説明に、社会人にとっては、政治に興味を持ち、ニュースなどを見て内容を理解し、議論できるようになることで、さらに積極的に社会参加が期待できるための手話動画資料として活用することができる。

研究分野：聴覚障がい教育

キーワード：聴覚障がい教育 社会科（公民分野） 手話

1. 研究の目的

本研究では、2016年の公職選挙法の改正により、選挙権開始年齢が18歳になったことや若者の選挙離れの社会問題をうけ、聴覚に障がいがある高校生や中学生に社会科公民科の政治分野についての知識と理解を深め、社会参加の充実を図るために、手話表現データを作成し、web上などで広く公開することを目的とした。また、このweb上の手話動画データは、聴覚特別支援学校の社会科の教員の授業の補助資料としても活用でき、さらには、生徒や学生にとっても授業の復習や自主学习などができるような教材としての検索型手話動画として活用できるようにすることも目的としている。

2. 研究成果

(1)はじめに

公職選挙法の改正後、2019年7月、初の18歳からの参議院選挙となった。2019年12月に総務省が行った意識調査¹⁾によると、この選挙に行った若者(18歳～20歳の男女個人調査数3,000人、回答数2,053人 ネット調査)は、52.5%であった。選挙を通じて、政治に対する考えの変化では、「多くの若者の声が集まれば若者の望む政治が行われると思うようになった(24.8%)」、「政治を自分の事として考えるようになった(17.8%)」や「自分たちの生活は政治に

結びついていると感じるようになった(17.8%)」などの意見(選択方式)が見られた。また、選挙や政治に関してどのような授業を受けたかについては、「選挙のしくみや投票方法を学ぶ授業(25.9%)」、「選挙や政治に関する新聞記事を使った授業(9.25)」や「選挙や政治についてのディベートや話し合いを行う授業(8.3%)」などの意見(選択方式)が見られた。また、澤田(2016)²⁾は、熊本県内の大学生を対象とした若者の政治意識に関する調査(回答数 1324 人)で、「政治的な事柄について話題にするは、週に1度ぐらい(31.2%)、全くない(35.6%)」、「国政政治への関心があるかについては、ある程度関心がある(56.0%)、あまり関心がない(30.3%)」等の報告をしている。このような状況において、聴覚特別支援学校で、一般的な授業に加え、前述のようなディベートや話し合いなどの学習活動を行うためには、社会科公民科の政治分野の用語の理解と活用する言語力が必要である。そのため、用語の習得のための聴覚障害に応じた方法として、手話表現を活用できるようになることはとても有効であると考えられる。

(2)研究の方法

- ①中学校社会科「公民」、高等学校公民科「現代社会」、「政治・経済」の教科書から共通重要用語を抽出する。
- ②抽出語について、聴覚障がい者及び通訳者と共に検討会を持つ。
- ③抽出語の中から、選挙に関する部分を更に抽出し、理解度調査用紙を作成する。
- ④質問紙法による理解度調査を実施する。
- ⑤理解が難しいと思われる用語について、手話表現の工夫を行う。
- ⑥手話動画の撮影を行い、web上に公開する。

(3)研究の結果

聴覚障がい生徒達の政治分野の用語に対する理解度調査の実施に当たっては、倫理審査の検討を受け、実施時には生徒に個人情報につながらないこと、成績に影響しないことなどについて説明し承諾を受け実施した。

調査結果として、「知らない」「あまり分からない」用語として、「連座制、専制政治、無党派層、行政手続法、政権公約」などが見られた。また、「よく知っている」「大体知っている」用語として、「選挙、法律、投票率、普通選挙、国会」などが見られた。

そこで、「知らない」「あまり分からない」用語として挙げられたものについては、特に表現を工夫し、授業の中で説明的に表現するもの、既習事項として端的に表現するもの、実際の議会や裁判等で表現されるものなど複数の表現を撮影した。収録に当たっては、実際に自治体の議会や裁判、選挙などの時に通訳を行っている手話通訳士に表現してもらい、聴覚障がい者で手話指導をしている方に評価、監修等を依頼した。

また、表現がなかなか難しいもの、中でも、用語として用いている漢字とその用語が意味するところが直結していない用語(例:連座制、推定無罪)等の手話表現の収録は苦慮し、聴覚特別支援学校の聾の社会科の先生方や聾者の兄弟がいる弁護士などに助言やご協力をいただき撮影を行った。

(4)研究の考察

手話表現を収録するに当たり、多くの検討事項が見られた。それぞれの用語の表現について課題が浮上し、多方面からの助言を得たり、協議をしたりして研究を進めた。その中で得られた考察は下記の通りである。

①連座制

多くの手話辞典を探したが見つけることはできなかった。日本語ラベルにより文字通りに表すと「〈関連〉〈座席〉〈制度〉」になり、意味が伝わらない。そこで、まず、説明用手

話表現として「〈候補者+周りの人〉〈選挙〉〈法律違反〉〈候補者降りる〉〈制度〉」と表し、既習事項として意味をつかんだ後に、「〈責任〉〈関連〉〈座席を失う〉〈制度〉」と短く表現する2通りを収録した。

②行政指導

行政指導とは、「行政機関がその任務又は事務の範囲内において一定の行政目的を実現するために、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為」をいうが、手話通訳者は「〈行政〉〈教育〉」と表現していることが多い。しかし、〈指導〉を〈教育〉と表現しては、本来の意味は通じないと思われる。〈命令〉よりも少しゆるめの手の動きと表情による〈勧告〉の方が適していると思われる。

③国会議員

「国会議員」は、「学校の手話」の辞書³⁾では、議員は、「〈議(親指を立てた両手を交互に上下する)〉〈員〉」が、紹介されている。一方、最近では、指文字を多用する傾向にあり、「〈国〉〈会〉〈ギ(指文字)〉〈員〉」が学校関係では多く使われている。一般に実際の社会では、さらに簡略化され「〈国〉〈員〉」と手話で表し、口形を「国会議員」と動かすことで、充分「国会議員」と伝わっている。

また、〈員〉について、東日本と西日本では大きな違いが見られた。〈名前〉という手話を東日本では、「立てて前に向けた左手掌に右手親指をあてる」形がよく使われるため、〈員〉は、「右手2指の輪を左胸にあてる」表現を用いる。一方、西日本は、〈名前〉を表す時に東日本の〈員〉と同じ表現を用いることが多いため、〈員〉を表す時には、〈バッチ〉を用いることが多い。今回は両方の表現を収録した。

④衆議院、参議院

これも、「国会議員」と同じで、「学校の手話」の辞書では、「〈衆〉〈議(親指を立てた両手を交互に上下する)〉〈場〉」と「〈参〉〈議(親指を立てた両手を交互に上下する)〉〈場〉」と記載されているが、実際の現場では、「〈衆〉〈場〉」「〈参〉〈場〉」と、速く表現できるように簡略化されている。最近では、「国会議員」と同様に、あまり「〈議〉(親指を立てた両手を交互に上下する)」の表現は、あまり使われない傾向にある。

⑤推定無罪の原則

「推定無罪の原則」は、文字通りに表現すると、「〈想像〉〈無罪〉〈原則〉」となってしまう、本来の意味を伝えることはできない。そこで、はじめて学ぶ時の表現としては、「〈裁判〉〈決定〉〈まで〉〈無罪〉〈認定〉〈原則〉」として表す。しかし、手話表現としては、1つの用語は多くても3個ぐらいまでの表現で表すことが求められる。そこで、用語の説明が終わり、意味も把握することができた後は、既習事項として、「〈想像〉〈無罪〉〈原則〉」を導入することも可能であろう。

⑥被告と被告人

2万語を収録していることで手話辞典の定番と言われる辞書「新日本語-手話辞典」⁴⁾には、「被告」と「被告人」は同じ表現として扱われている。民事裁判になるのか刑事裁判になるのかで、「被告」と「被告人」は、意味が大きく異なる。そこで、「被告」は、辞典通りに「〈呼ばれる〉〈人〉」で表し、「被告人」は、刑事裁判によるものであることを加えて区別し、「〈刑〉〈呼ばれる〉〈人〉」と表現した。

⑦商法

NHKの手話のHP⁵⁾には、「民法」や「刑法」が「〈人々〉〈法〉」、「〈刑〉〈法〉」と表現されているのに対し、「商法」は、「〈商〉〈方法〉」になっている。HPに訂正要求のコメント

トを提出した。「商法」も「〈商〉〈法〉」となるべきであろう。

⑧弾劾裁判

日本手話研究所のHP⁶⁾には、「弾劾」「弾劾証拠」の表現が、「〈断崖〉」「〈断崖〉〈証拠〉」となっている。手話には、「漢字転用」という用い方があり、「原口さん」は「腹口さん」と表すことがある。しかし、学習用語を転用語で表すことには課題がある。「断崖絶壁」の「断崖」を「弾劾裁判」の「弾劾」として使うのは、意味を理解させることにつながらないので避けた方が良いと考える。「〈責める〉〈裁判〉」や「〈首切〉〈裁判〉」のように、意味を表す必要がある。

(5)今後の課題

今回、聴覚障害生徒が選挙や政治に興味を持ち理解を深めるための手立てとして、手話動画教材の開発を行った。本研究を進めるにあたっては、「公民・政治分野」の表現確認には、聴覚特別支援学校の社会科の先生方や弁護士で手話にも造詣が深い方にもご協力をいただき、手話収録を全て終了することができた。現在、多くの地方公共団体が手話言語条例を制定しており、今後さらに手話による教育が推進されていくことを考えると、いろいろな教科に関して、全国から聾教師、その教科担当者、その教科関連の有識者、手話の専門家などが一堂に会して、中学校・高等学校レベルの授業に適切に対応できる手話表現の開発が他教科においても急務であると考えている。

(6)謝辞

本研究に際して、手話表現の検討と収録にご協力いただきました茨城県の手話通訳士 須藤とよ子様、群馬県の手話指導者 荒川とみ子様には、たくさんのお力添えを頂きました。また、特に長年大阪市立聾学校教員として聾教育に携わってこられた前田浩様、SODAの会代表で弁護士の藤木和子様には専門用語の手話表現において助言等大変お世話になりました。最後になりましたが九州の聴覚特別支援学校の高等部の生徒の皆様、協力していただきました全ての皆様に心から感謝の気持ちと御礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 総務省 「18歳選挙権に関する意識調査 報告書」2019
- 2) 澤田 道夫 「若者の政治意識に関する調査研究-熊本県内の若年世代を対象として-」
アドミニストレーション 2016 Vol. 22(2), 25-44
- 3) 特定非営利活動法人 ろう教育を考える全国協議会 「学校の手話」
- 4) 日本手話研究所 「新 日本語-手話辞典」2011
- 5) NHK 手話 CG www2.nhk.or.jp/signlanguage/syllsear.cgi
- 6) 日本手話研究所 www.newsigns.jp/alph
 - ・全日本ろうあ連盟 『わたしたちの手話 学習辞典 I (2010), II (2014)』
 - ・池上知子、高 史明、吉川 徹、杉浦淳吉 「若者は以下にして社会/政治問題と向き合うようになるのか」 The Annual Report of Educational Psychology in Japan 2018 Vol. 57, 273-281
 - ・清原 慶子 「高齢社会における高齢者・障害者の投票をめぐるアクセシビリティ」『選挙研究』1999 Vol. 14, 75-88

3. 主な発表論文等

なし

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。